

■個人住民税に関する証明

名 称		内 容	主な変更点	手数料	備 考
変更前	変更後				
所得・課税証明書(個人)	同じ	町民税・県民税・森林環境税の課税額(非課税かどうか)並びにその決定の根拠となった所得金額(各年1月1日から12月31日までの所得)および所得控除額を証明するものです。 年税額まで記載されています。	<ul style="list-style-type: none"> ・A4 横型からA4縦型になります。 ・税額控除額等が複数個別に記載されます。 ・被扶養者等で申告のない方の所得金額は[0]ではなく[Aスタリスク]が記載されます。 	200 円	単年度、1件につき
所得・課税証明書(世帯)	廃止	-	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が記載された所得・課税証明書(世帯)が廃止になることから、世帯全員の所得・課税証明書が必要な場合、世帯員の所得・課税証明書(個人)を人数分取得してください。 <p>※証明手数料が人数分必要です。</p>	-	
所得証明書	同じ	町民税・県民税・森林環境税の課税額の決定の根拠となった所得金額(各年1月1日から12月31日までの所得)を証明するものです。 所得控除額、年税額の記載はありません。	<ul style="list-style-type: none"> ・A4 横型からA4縦型になります。 ・被扶養者等で申告のない方の所得金額は[0]ではなく[Aスタリスク]が記載されます。 	200 円	単年度、1件につき

■固定資産税に関する証明

名 称		内 容	主な変更点	手数料	備考
変更前	変更後				
固定資産税 資産証明書	資産証明書	所有している固定資産(土地・家屋)全物件の所在地や面積、評価額等を証明するものです。	<ul style="list-style-type: none"> ・資産証明は、地目ごとの集計の記載ではなくなり、土地、家屋の証明となります。 	200 円	単年度、1名義につき
	償却資産証明書	取得価額、評価額、課税標準額等を証明するものです。	<ul style="list-style-type: none"> ・新規証明書になります。 	200 円	単年度、1名義につき
固定資産税 評価証明書	固定資産(土地・家屋) 評価証明書	固定資産課税(補充課税)台帳に登録されている土地・家屋の所在地や面積、評価額等を証明するものです。	<ul style="list-style-type: none"> ・1枚あたりの物件印字件数が8件から5件に変更になります。 ・家屋の建築年が記載されます。 	200 円	単年度、1名義につき
	固定資産(償却資産) 評価証明書	償却資産の評価額を証明するものです。	<ul style="list-style-type: none"> ・新規証明書になります。 	200 円	単年度、1名義につき

固定資産税 公課証明書	固定資産(土地・家屋) 公課証明書	固定資産課税(補充課税)台帳に登録されている土地・家屋の所在地や面積、評価額のほか課税標準額や相当税額までを証明するものです。	・1枚あたりの物件印字件数が8件から5件に変更になります。 ・家屋の建築年が記載されます。	200円	単年度、1名義につき
	固定資産(償却資産) 公課証明書	償却資産の評価額のほか課税標準額や相当税額を証明するものです。	・新規証明書になります。	200円	単年度、1名義につき
土地・家屋 名寄帳兼 課税台帳	名寄帳兼(補充) 課税台帳 (土地・家屋・償却資産)	名寄帳兼(補充)課税台帳(土地・家屋・償却資産)は、所有している固定資産(土地・家屋・償却資産)全てを把握するためのもので、所有者単位に所有する全ての資産の所在地や面積、評価額などを記載したものです。	・1枚あたりの物件印字件数が変更になります。 【変更前】土地7件、家屋4件 【変更後】土地・家屋4件 ・相当税額が記載されます。 ・地目ごとの集計の記載がなくなります。	200円	単年度、1名義につき
無資産証明書	固定資産(土地・家屋) 無資産証明書	固定資産(土地・家屋)無資産証明書は、課税台帳に土地・家屋が登録されていない(土地・家屋を所有していない)ことを証明するものです。	・無資産の判定に償却資産が除かれます。	200円	単年度、1名義につき

■軽自動車税に関する証明

名 称		内 容	主な変更点	手数料	備 考
変更前	変更後				
軽自動車税種別割納証明書※	軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)	軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)は、軽自動車税種別割の滞納がないことを証明します。	・大幅な変更はありません。 ・住所の記載がアスタリスク表示となります。	無料	

※軽自動車税納付確認システム(軽JNKS(ケイジエンクス))の運用が開始され、電子的に納付情報を確認できるようになりました。これにより、車検の際に継続検査窓口で納税証明書を提示することが原則不要となっています。ただし、納税証明書が必要となる場合があります。

■各税に関する完納・納税証明

名 称		内 容	主な変更点	手数料	備 考
変更前	変更後				
完納証明書	完納証明書(滞納無証明書)	今まで課税されたすべての町税において滞納がないことを証明するものです。滞納があるときは発行できません。 ※完納証明書は、課税されていない場合は発行されません。	・課税されてない場合は滞納無証明書が発行されます。	200円	1件につき
納税証明書	同じ	納税証明書は、指定された各年度・各税目の納付すべき額、納付済額、納期末到来額、滞納額を記載しています。 ※証明書記載の税目のみの証明書です。	・指定された年度、1税目(町県民税、固定資産税、軽自動車税、法人町民税、国民健康保険税)ごとで納税証明書1通となります。	200円	単年度、1税目につき

■法人に関する証明

名 称		内 容	主な変更点	手数料	備 考
変更前	変更後				
営業（所在地） 証明書	営業証明書	営業証明書は、本町で登録されている法人の事業所、営業所等での営業を証明するものです。	・事業種目が追加になりました。	200 円	1 件につき

■その他証明書(酒類販売業・公益認定)

名 称		内 容	主な変更点	手数料	備 考
変更前	変更後				
証明書 酒類販売業等 免許申請用	酒類販売業(製造)の許可申請に係る証明書	酒類販売業(製造)の許可申請に係る証明書は、酒類販売(製造)業免許申請を行う際に使用するものです。	・大幅な変更はありません。	200 円	1 件につき
証明書 公益認定申請用	公益認定申請等 に係る証明書	公益認定申請等に係る証明書は、公益認定申請等を行う際に使用するものです	・大幅な変更はありません。	200 円	1 件につき